

# 協力難病指定医の更新手続きのご案内

R5.1

現在の指定有効期間終了後も、引き続き協力難病指定医として、指定難病患者の医療費助成の更新申請に必要な臨床調査個人票をご記載いただくためには、更新の手続きが必要です。(裏面のQ&Aもご覧ください)

引き続き「協力難病指定医」(更新用の臨床調査個人票のみ記載可)の指定を希望しますか？

希望する

## 協力難病指定医オンライン研修を受講した後に更新申請が必要です

県健康推進課のホームページ上で案内しています。

【奈良県 難病指定医】で検索してください。  
URL: <http://www.pref.nara.jp/37481.htm>

研修修了後

新規用の臨床調査個人票も記載したい

希望しない

「辞退届」を提出してください。

現在有効な専門医資格をお持ちですか？  
(別添の一覧をご参照ください)

専門医あり

専門医なし

新規申請となります(研修受講は不要)  
(詳しくはQ&Aの「Q3」)

難病指定医オンライン研修を受講後、新規申請となります  
(詳しくはQ&Aの「Q5」)

「協力難病指定医オンライン研修」と「難病指定医オンライン研修」では内容が異なります

## 【更新申請の手続き】

- 申請期日：指定有効期間内に必要書類をご提出ください。  
例) 有効期間終了日が令和6年3月31日の場合、同日必着
- 必要書類：(1) 指定医指定更新申請書(様式第5号)  
※県健康推進課のホームページにも様式を掲載しています。  
(2) 協力難病指定医オンライン研修の「修了証」の写し
- 申請先：〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県 福祉医療部 医療政策局 健康推進課 難病・医療支援係 (TEL:0742-27-8660)  
※郵送または持参

## 指定医更新手続き Q & A

<p>Q 1. 指定有効期間が終了するまでは、まだ余裕がある。いつごろから更新申請を受け付けるのか。</p>	<p>A 1. 原則、指定有効期間が終了する1年前から受け付けます。新しい指定通知書の発送は有効期間満了が近づきましたら、随時行います。</p> <p>更新申請後、指定通知書がお手元に届くまでの間に勤務先等変更が生じたときは、変更申請をしてください。</p>
<p>Q 2. 更新申請をする際、現在の情報から変更があるが、同時に変更申請も必要か。</p>	<p>A 2. 変更申請が必要となります。「氏名」、「主たる勤務先」、「担当診療科」の情報については、県健康推進課のホームページで公表しています。内容を最新の情報に改めるため、変更申請もお願いします。</p>
<p>Q 3. 更新用だけではなく、新規用の臨床調査個人票も記載できるようにしたい。(現在有効な専門医資格あり)</p>	<p>A 3. 現在お持ちの「協力難病指定医」を辞退し、「専門医資格による指定医」として新規申請してください。</p> <p>「辞退届」とともに、①指定医指定申請書、②医師免許証の写し、③現在有効な専門医証の写しを提出してください。各様式は県健康推進課ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>新たな指定有効期間は、県健康推進課が受理した日から5度目に到来する3月末日までとなります。</p>
<p>Q 4. 「現在有効な専門医資格」とは、いつの時点を言うのか。</p>	<p>A 4. 申請時点で有効であることが必要です。</p>
<p>Q 5. 更新用だけではなく、新規用の臨床調査個人票も記載できるようにしたい。(現在有効な専門医資格なし)</p>	<p>A 5. 難病指定医オンライン研修を受講した後、現在お持ちの「協力難病指定医」を辞退し、「研修受講による難病指定医」として新規申請してください。</p> <p>辞退届とともに、①指定医指定申請書、②医師免許証の写し、③難病指定医オンライン研修の「修了証」の写しを提出してください。</p> <p>新たな指定有効期間は、県健康推進課が受理した日から5度目に到来する3月末日までとなります。</p> <p>※「協力難病指定医オンライン研修」と「難病指定医オンライン研修」では内容が異なります。</p>